

南知多町教育委員会（令和元年10月定例会）会議録

開閉会の日時	令和元年10月23日（水） 午後 1時40分 開会 午後 4時00分 閉会
開催場所	南知多町役場 第二会議室
出席した構成員	高橋篤教育長、日比淳子教育長職務代理者、池戸義久委員、 大岩芳子委員、坂口薫史委員、折戸良直委員
説明のため出席した職員	山下雅弘教育部長、石黒俊光学校教育課長、森 崇史社会教育課長、 山本剛資学校給食センター所長、蟹江敏広指導主事
議事日程	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり
傍聴人	なし

(別紙) 令和元年10月 定例教育委員会 会議日程

日 時 令和元年10月23日(水)
午後1時40分
場 所 南知多町役場 第二会議室

日程1 会議録の承認

日程2 教育長報告

日程3 議案第9号 令和2年度教職員定期人事異動方針について

日程4 議案第10号 南知多町指定文化財の指定について(西端区の神楽船)

日程5 議案第11号 南知多町指定文化財の指定について(延命寺の仏涅槃図)

日程6 議案第12号 学校給食費の改定について

日程7 議案第13号 南知多町教育委員会活動の点検及び評価について

日程8 協議・報告事項その他自由討議

(1) 後援申込みについて

(2) 学校教育課関係の行事予定等について

(3) 社会教育課関係の行事予定等について

(4) 学校給食センター関係の事業等について

(5) その他

ア 1月、2月、3月の定例教育委員会の日程について

発 言 者	発 言 内 容
高橋教育長	<p>それでは、ただ今より10月定例教育委員会を開会いたします。本日の出席は私と教育委員5名全員であり、会議は成立いたします。会期は規則の定めるところにより、本日1日限りといたします。</p>
高橋教育長	<p>それでは、「日程1 会議録の承認」に入ります。これについては、先程、開会前に教育委員の方々に確認していただき、ご署名をいただきましたので終了しています。</p> <p>それでは、次に移ります。「日程2 教育長報告」につきまして、私から報告させていただきます。</p>
高橋教育長	<p>(9月定例教育委員会以降出席した知多地方教育事務協議会、知多地方教育委員研修会、5町教育長会議、町校長会議、学校訪問をはじめ出席した主な会議等の状況について、報告説明した。)</p>
高橋教育長	<p>私からの報告は以上であります。ご質問等がありましたら、お受けします。</p>
池戸委員	<p>今回、師崎中学校のコバルト祭と町小学校体育大会が同じ日程であったので、保護者から不平の声を聞きました。学校行事の日程調整はどうなっていますか。可能であれば日程調整できればよいと思います。</p>
事務局 (蟹江指導主事)	<p>来年度の学校行事予定は、各学校から町教育委員会へ提出依頼をしていますので、可能なものは調整します。地域行事との調整などで様々な難しいこともあり、どうしても日程が重なることもあるかもしれませんが、話題にしたいと思います。</p>
高橋教育長	<p>その他ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問なし)</p>
高橋教育長	<p>ご質問等もないようですので、次に、「日程3 議案第9号 令和2年度教職員定期人事異動方針について」を上程させていただきます。私より説明させていただきます。</p>
高橋教育長	<p>(令和2年度教職員定期人事異動方針について説明し、基本的には</p>

発 言 者	発 言 内 容
高橋教育長	<p>令和元年度と同じ基準である旨補足した。併せて、県費負担市町立学校事務職員及び学校栄養職員の人事異動方針については、愛知県教育委員会の方針に準ずる旨説明した。）</p> <p>私からの説明は、以上であります。これより審議に入ります。ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
高橋教育長	<p>ご質問等もないようですので、これより採決に入ります。「議案第9号 令和2年度教職員定期人事異動方針について」、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
高橋教育長	<p>挙手全員でありますので、議案第9号につきましては、原案どおり可決されました。</p>
高橋教育長	<p>続いて「日程4 議案第10号 南知多町指定文化財の指定について(西端区の神楽船)」を上程させていただきます。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (森社会教育課長)	<p>(西端区の神楽船(しんがくぶね)は、毎年旧暦の8月15日周辺の日曜日に行われる祭礼を行うための船である。木造船二艘を並べて藁縄で固定し、その上に櫓を組んで、さらにその上に108個の提灯を下げて、内海川の内海橋と千歳橋との間を行き交うものである。現在の祭礼は、海上安全、村内安全、家内安全、無病息災、商売繁盛などを願って行われているが、昔の祭礼は、廻船船主がたくさんいた西端では、その船乗りさんの力比べのために行われたという言い伝えがあり、航海安全を願って行われたのではないかと考えられている。現在の船は、昭和12年に新造され、平成4年に大規模改修が行われている。この祭礼は、起源はさだかではないが、江戸時代から行われているようである。文化財保護委員会の委員全員からは、文化財として指定する価値があるので、町指定文化財に指定すべきであるという意見をいただいている旨を説明した。)</p>

発 言 者	発 言 内 容
高橋教育長	事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
高橋教育長	<p>自分は西端区民で、神楽船の組立の説明写真に写っていますが、文化財保護委員会に出席したときには、文化財として指定すべきものは指定すべき、そうでないものはそうでないのご意見をくださいと申し出ておりますので、誤解のないように申し添えます。ご審議のほどよろしくお願いします。</p> <p>(発言なし)</p>
高橋教育長	<p>ご質問等もないようですので、これより採決に入ります。 「議案第10号 南知多町指定文化財の指定について（西端区の神楽船）」は、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
高橋教育長	<p>挙手全員でありますので、議案第10号につきましては、原案どおり可決されました。</p>
高橋教育長	<p>続いて「日程5 議案第11号 南知多町指定文化財の指定について（延命寺の仏涅槃図）」を上程させていただきます。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (森社会教育課長)	<p>(延命寺の絹本着色 仏涅槃図(けんぽんちゃくしよく ぶつねはんず)は、縦 193.9cm、横 183.9 cmとかなり大きな絵画で、真ん中に涅槃図、周りにコの字型にお釈迦様の涯歴が描かれている。涅槃図とは、お釈迦様の入滅の場面を描いた図である。このように描いた形は、全国的にみてあまり多くない。制作年は、正保4年(1647年)で、現在の常滑市で作られ、それが延命寺に持ち込まれ、それからずっと、旧暦2年15日に営まれる涅槃会で掛けて用いられている。非常に多く用いられたので、江戸時代の中頃に大規模な改修が行われている。また、近年では平成28年に大改修を行っている。涅槃図は類似しているところがあるため、常滑市の東龍寺と中之坊寺の涅槃図を見本にして描いていると考えられている。このことから、常滑市などの近隣地域と師崎との繋がり合い(地域の信仰や文化交流など)の手がかりがあり、師崎の歴史を考える上での証拠にもなる。立教大学文学部鈴</p>

発 言 者	発 言 内 容
高橋教育長	<p>木教授からは涅槃図の価値について高い価値があるのご意見をいただいている。また、文化財保護委員会の委員全員からは、文化財として指定する価値があるので、町指定文化財に指定すべきであるという意見をいただいている旨を説明した。）</p> <p>事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
高橋教育長	<p>ご質問等もないようですので、これより採決に入ります。 「議案第11号 南知多町指定文化財の指定について（延命寺の仏涅槃図）」は、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
高橋教育長	<p>挙手全員でありますので、議案第11号につきましては、原案どおり可決されました。</p>
高橋教育長	<p>続いて「日程6 議案第12号 学校給食費の改定について」を上程させていただきます。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (山本学校給食センター所長)	<p>(学校給食費の1食当たりの保護者負担額について、現行額 小学校230円、中学校260円を小学校250円、中学校290円に改定する。改定日は、令和2年4月1日とする。学校給食法では、経費の負担 第11条関係で、学校設置者と保護者の経費の負担区分を明確にしている。南知多町では、学校給食の実施に必要な施設整備の設備費、修繕費、人件費に要する経費は学校設置者である町の負担とし、それ以外の経費（食材の購入費）を学校給食費として保護者の負担と規定している。しかし、現状、保護者から徴収した給食費だけでは児童生徒の成長に必要な栄養摂取基準を充たすことが困難であり、平成27年度から町が学校給食費の不足分を補てんしている。平成30年8月からは、学校給食に必要な栄養の基準が上げられたことで、給食の質と量を維持することがもっと困難になった。また、令和元年10月に消費税が10%に引き上げられたことにより、輸送等の間接的な費用による影響で、食材費の値上げが懸念される。また、子どもたちからは、魅力のある学校給食にして欲しいという要望もある。今回の</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>学校給食費改定の理由は、そのような状況の中で、近隣市町も令和2年度から改定予定又は改定を検討しているため、本町も改定する。今後の予定では議会説明、保護者への周知を行う。改定額の検討について、まず、平成30年度の学校給食費の収支状況について、必要年間賄材料費の不足額4,542,328円は、町が負担している。改定検討書では、学校給食費は、近隣4町と同額に改定した場合、年間必要賄材料費の不足額3,254,380円は町が負担することになる。保護者の負担額は月に20回給食を実施した場合、小学校では月額5,000円となり400円の増額、中学校では月額5,800円となり600円の増額となる。これらの検討も踏まえて、町学校給食運営協議会からは、議案のと通りの改定額と改定時期で、学校給食費の改定・値上げについては止むを得ないという意見が、町教育委員会に提出されている旨を説明した。）</p>
高橋教育長	<p>事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p>
坂口委員	<p>昔は、あの人が給食費を払っていないとかいううわさを聞いたことがあるが、そういうのはあるのか。</p>
事務局 (山本学校給食センター所長)	<p>今は、年度末に未支払いの集金をすることはあるが、長期滞納、収入不能欠損のような人はいません。</p>
坂口委員	<p>学校を休んだ子どもの給食費は支払うものなのか。</p>
事務局 (山本学校給食センター所長)	<p>前もって、連絡があり欠食扱いとしていけば支払い不要ですが、急に当日休んだものは、支払ってもらうことになります。2日前に欠食の確認をすることになっていますので、それに間に合わないものについては、給食費をいただくこととなっています。</p>
高橋教育長	<p>学校給食費の滞納は、南知多町ではないですが、他の市町ではあります。以前は学校が対応していたのですが、大変なので、それぞれの市町で、給食センターでも対応するような状況に変わってきています。 学校を休んだ子どもの欠食の対応については、不登校の子どもの場合、最初から欠食にしている子どももいますが、保護者の方としてはそれでは学校と縁を切っているような気持ちになり、寂しいので、い</p>

発 言 者	発 言 内 容
大岩委員	<p>つ行けるかどうかかわからないがずっと続けてくれ、という希望がある場合には食べないけれども給食費だけ払っていただく子もいます。それぞれのご家庭の判断となっています。</p> <p>230円と260円の給食で、町の補助が17円と25円あった状態で、それでもエネルギー摂取が足りていないようでしたが、平成30年度が、どういうことでしたか。</p>
事務局 (山本学校給食センター所長)	<p>平成30年度は、町の補助をいただいてエネルギーの摂取は足りていました。そのために、だんだんと町の負担が大きくなってきたということです。</p>
池戸委員	<p>令和元年度の積算では、消費税は10%で計算しているのか。</p>
事務局 (山本学校給食センター所長)	<p>今の食材価格で、消費税8%で計算しています。給食費に直接には10%が掛からないということであったためです。当初に見積もりを取った額です。給食費の改定の検討を始めたのは今年の5月だったものですから、その額を使っていますので、これから10%になって、例えば、輸送の関係などで食材費が値上がりすることが懸念されてくると、また、近隣市町の動向に合わせて検討することも出てきます。消費税10%の改定を見越して今回、改定するわけでありませんのでそういうことになります。</p>
事務局 (山下教育部長)	<p>意見書にもいただいておりますが、知多の他の町と歩調を合わせるという形で、前の消費税率アップのときも歩調を合わせるという形で、値上げをしなかったわけですが、今回、近隣の市町と一緒に値上げするということがあるので、南知多町もこの機会に値上げをするという考えで、この機会に値上げするにあたって、本当は南知多町は地理的にも輸送費がかかるし、食材費もかかるのですが、今回の額より高くしてしまうと、南知多町だけ高いというのは子育ての面でもよろしくないなので、同じ額にして、町の負担をその不足の分だけお願いしようということになりました。</p>
高橋教育長	<p>他にご質問等もないようですので、これより採決に入ります。「議案第12号 学校給食費の改定について」、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
	(挙手全員)
高橋教育長	挙手全員でありますので、議案第12号につきましては、原案どおり可決されました。
高橋教育長	続いて「日程7 議案第13号 南知多町教育委員会活動の点検及び評価について」を上程させていただきます。事務局の説明をお願いします。
事務局 (山下教育部長)	(町教育委員会の権限に属する事務の平成30年度の管理及び執行に係る自己評価の状況及び評価委員からの意見の内容について報告・説明した。)
高橋教育長	事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
池戸委員	報告書の内容については問題ないです。関連した質問をさせてください。 文化財の関係は頑張っているところですが、他市町に比べると文化財の案内プレート看板が少ないという感じですが、文化財のPRをもっと行ってはどうですか。
事務局 (森社会教育課長)	指定文化財については、ほぼ、現地での説明PRは行っていますが、平成28年度以降のものでできていないものもあるので、進めたいと思います。
池戸委員	街路灯、防犯カメラの設置の推進についての意見がありますが、今の世の中の様子からすると、防犯カメラも必要なのではないか、と思います。町だけで整備というのは大変なことなので、地域の事業所なり、お店なりが整備をしてあると、犯罪防止にも繋がるし、あるいは何かの災害があったときに、すぐに見つけられるのではないかと、思います。街路灯もそうですが、子どもたちの安全、通学路の安全を考えると必要なもので、貴重な意見であると思いました。

発 言 者	発 言 内 容
高橋教育長	<p>他にご質問等もないようですので、これより採決に入ります。 「議案第13号 南知多町教育委員会活動の点検及び評価について」、 原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
高橋教育長	<p>挙手全員でありますので、議案第13号につきましては、原案どおり可決されました。</p> <p>次に、「日程8 協議・報告事項その他自由討議」に入ります。 「(1)後援申込みについて」、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (石黒学校教育課長) (森社会教育課長)	<p>(南知多町教育委員会教育長に対する事務委任規則により、教育長に委任されている後援申込みに係る事務処理状況について、申込みのあった3件の事業概要等を報告した。)</p>
高橋教育長	<p>事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
高橋教育長	<p>ご質問等もないようですので、次に、「(2) 学校教育課関係の行事予定等について」、「(3) 社会教育課関係の行事予定等について」、「(4) 学校給食センター関係の事業等について」、順次、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (石黒学校教育課長)	<p>(学校教育課関係の10月、11月の行事予定について、説明した。)</p>
事務局 (森社会教育課長)	<p>(社会教育課関係の10月、11月の行事予定について、説明した。)</p>
事務局 (山本学校給食センター所長)	<p>(11月分の給食献立原案について、説明した。)</p>

発 言 者	発 言 内 容
高橋教育長	<p>事務局の説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(発言なし)</p>
高橋教育長	<p>ご質問等もないようですので、(7) のその他に入ります。1月、2月、3月の定例教育委員会の日程については、いかがでしょうか。</p>
高橋教育長	<p>1月の定例教育委員会は1月30日(水)午後1時40分から、2月の定例教育委員会は3月4日(水)午後1時40分から、3月の定例教育委員会は3月31日(火)午後1時40分からで開催したいと考えていますので、よろしくお願いします。</p>
高橋教育長	<p>その他で何か、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
高橋教育長	<p>ご質問等もないようですので、以上で本日の予定はすべて終了いたしました。</p> <p>これをもちまして定例教育委員会を閉会いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>